第四十八条第二項の表第三十三条第二項の項の次に次のように加える。

第三十三条第三項	住所地市町村長に	住所地区長を経由して住所地市長に
	住所地市町村長は	住所地区長は

第四十八条第二項の表第三十七条の項の次に次のように加える。

附則第三条	住所地市町村長（	住所地区長を経由して住所地市長（
	住所地市町村長）	住所地市長）
	市町村が	市が

第四十八条第二項の表別記様式第一の項中「住所地市町村長名」を「交付地市町村長名」に、「住所地区長名」を「交付地区長名」に改める。

第四十八条第二項の表に次のように加える。

別記様式第二	交付地市町村長名　交付地市長名

附則第一条第二号中「及び第十九条」を「、第十九条及び第三十五条から第三十九条まで」に、「表第十八条、第二十三条及び第三十三条第三項の項から第三十三条第二項の項まで」を「表第十八条、第二十二条の二第六号、第二十三条及び第三十三条第四項の項から第三十二条第三項の項まで及び別記様式第二の項」に改め、「並びに附則第二条」を削る。

附則に次の一条を加える。

（個人番号カードの暗証番号の届出に関する経過措置）

第三条　交付申請者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第三十三条第二項前段の規定の例により、暗証番号を住所地市町村長（当該交付申請者が令第十三条第一項後段の規定により交付申請書を提出する場合にあっては、同項後段に規定する経由市町村長を経由して住所地市町村長）に届け出ることができる。この場合において、交付申請者が同日において現に当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者であるときは、当該暗証番号の届出は、同日において第三十三条第二項前段の規定によりされたものとみなす。

別記様式第一を次のように改める。

別記様式第1（第9条関係）

通知カード

個人番号

氏　名

住　所

年　月　日生　性別　交付地市町村長名

発行日　年　月　日

備考1　大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

2　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名／通称として、併せて記載する。

3　裏面には追記欄を設ける。

別記様式第二を次のように改める。

別記様式第2（第25条関係）

（表）

個人番号
カード

氏　名
住　所

性別

年　月　日生　年　月　日まで有効

交付地市町村長名

写
真

（裏）

個人番号
氏　名

年　月　日生

図形

備考1　大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

2　半導体集積回路を組み込む。

3　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名／通称として、併せて記載する。

4　表面には追記欄を設ける。

5　裏面中「図形」の部分については、総務大臣が定める技術的基準によるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。